

せいかつ ほ ご せい ど あんない
生活保護制度のご案内



せいかつ ほ ご
生活保護とは…

にほんこくけんぽうだいい じょう こくみん けんこう ぶんかてき
 日本国憲法第 25 条では、「すべて国民は健康で文化的な
 さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう さだ
 最低限度の生活を 営む権利を有する」と定められています。
 せいかつ ほ ご どうじょう りねん ちと びょうき はたら
 生活保護は、同条の理念に基づき、病気やけがで働けない、
 はたら しゅうにゆう すく じぶん じさん のうりよく
 働いても収入が少ないなど、自分の資産や能力、さまざまな
 せいど かつよう せいかつ いじ ばあい さいていげんど せいかつ
 制度を活用しても生活を維持できない場合に、最低限度の生活を
 ほしょう じぶん ちから せいかつ てだす せいど
 保障し、自分の力で生活していけるように手助けする制度です。



まつやましふくしじむしょ
松山市福祉事務所
 せいかつふくしそ ぐむか めんせつそうだんたんとう
生活福祉総務課 面接相談担当

089-948-6395

〒790-8571
 まつやましにばんちよう ちようめ ほんち
 松山市二番町四丁目7番地2
 まつやましやくしよ べっかん かい ほんちようしょうがっこうがわ
 (松山市役所 別館1階 番町小学校側)



めんせつび
面接日：

めんせつしゃ
面接者：

1. 相談（生活にお困りになったら・・・）



まずは福祉事務所までご相談ください。
相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との
交流状況などを確認させていただきます。
※暴力団に加入している方は、生活保護を受けることはできません。

◆福祉・子育て相談窓口◆

高齢者、介護、障がい、子育て、生活困窮などに関する総合的な相談ができる
「福祉・子育て相談窓口」を市役所別館1階に開設しています。
生活保護に至る前の就労・生活支援、子どもの学習支援（土曜塾）などを行っ
ていますので、お気軽にご相談ください。 自立相談支援窓口 ☎089-948-6875

2. 申請（本人の意思が必要です）

生活保護の申請には、本人の意思が必要です。
何らかの事情で本人が申請できないときは、親族が代理で
申請することもできます。マイナンバーカード、運転免許証など、
本人確認ができるものをご持参ください。



3. 調査（調査内容と制度について）

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに
資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、
高価な貴金属などの資産がある場合には、それらを活用または
売却して最低生活費に充てていただくこともあります。



●能力の活用

働ける方は、その能力に応じて働く必要があります。
病気や障がいなどの理由で働けない方は、その問題解決を優先します。



ふようぎむ
● 扶養義務について

民法に定める扶養義務は、保護に優先して行われるものです。

親、子ども、兄弟姉妹などから援助を受けられる場合は、

可能な範囲で結構ですので、援助の依頼をしてください。

D V（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、

親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



かくしゆせいど かつよう
● 各種制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、

生活を支えるためのさまざまな制度があります。活用できる制度が

ある場合には、それらを優先して活用していただきます。

せいかつほご
● 生活保護のしくみ

調査結果に基づき、国の基準により計算する「最低生活費」

と世帯の収入を比べて、生活保護が適用されるか判定します。

最低生活費に対し世帯の収入が不足する場合は、

不足部分について生活保護が適用されます。

収入が最低生活費を超える場合には、生活保護は適用されません。



| | |
|---|----------------------|
| さいていせいかつひ せたい にんずう ねんれい けってい 最低生活費 (世帯の人数や年齢などにより決定) | |
| せたい しゅうにゆう しゅうろうしゅうにゆう ねんきん てあてしおく 世帯の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど) | ふそく せいかつひ 不足する生活費 |



せいかつほごひ
生活保護費

ほご せたい たんい さだ
◆ 保護は世帯を単位として定められます ◆

生活保護上の世帯とは、住民票の世帯ではなく、実際に同居している人

全員のことです。よって、全世帯員で生活保護を申請することになり、

世帯員の一部だけが生活保護の適用を受けることはできません。

なお、別居（入院、施設入所含む）でも世帯員とみなされる場合があります。

けっかつうち
● 結果通知

申請した日から原則として14日以内（調査に時間を要する場合には

最長で30日以内）に生活保護の適用ができるかどうかの結果が

通知されます。



4. 保護開始（生活保護が始まったら・・・）

● 生活保護の種類

| | | |
|--|--|---|
| ①生活扶助 いしよくひ こうねつすいひ 衣食費、光熱水費など | ⑤介護扶助 かいご ひよう 介護サービスの費用 |  |
| ②住宅扶助 げんど がくない やちん ちだい 限度額内の家賃、地代など | ⑥出産扶助 しゅっさんふじよ しゅっさん ひよう 出産にかかる費用 |  |
| ③教育扶助 ぎ むきょういく がくようひん きょうざいひ 義務教育の学用品、教材費など | ⑦生業扶助 せいきょうふじよ こうとうがっこう ひよう しゅうしょくひつよう ぎのう しゅとくひ 高等学校の費用、就職に必要な技能取得費など |  |
| ④医療扶助 ほけんできよう いりようひ ちりようざいりようひ 保険適用の医療費、治療材料費など | ⑧葬祭扶助 そうさいふじよ せたい いん な さい そうさいひよう 世帯員が亡くなった際の葬祭費用など | |

● 家庭訪問と生活状況・収入・資産の確認

生活保護法により、地区担当者（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問し、世帯状況や収入・資産状況の確認を行うとともに、自立に向けた助言や支援を行っています。

● 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童や母子（父子）関係の問題・障がい者・高齢者に関する問題など、社会福祉全般にわたって相談を受けています。相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、安心して相談してください。

MEMO

